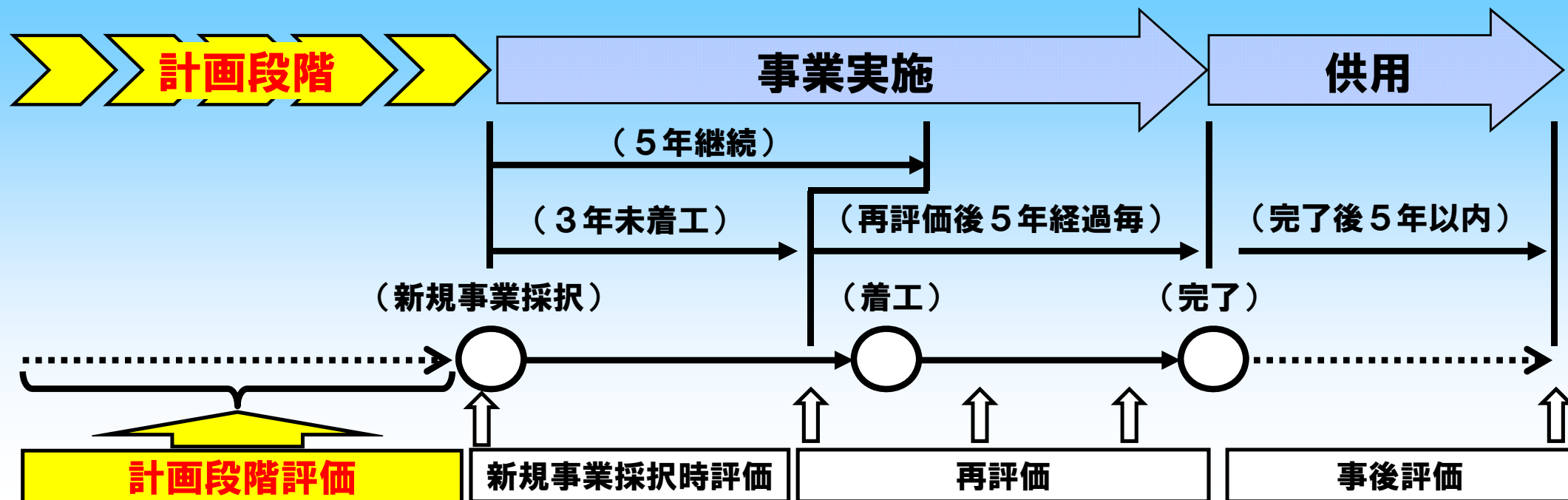


計画段階評価について

<事業進捗と事業評価の流れ（公共事業（直轄事業等））>



【計画段階評価】

新規事業採択時評価の前段階において、政策目標を明確化した上で、複数案の比較・評価を行うもの。

【新規事業採択時評価】

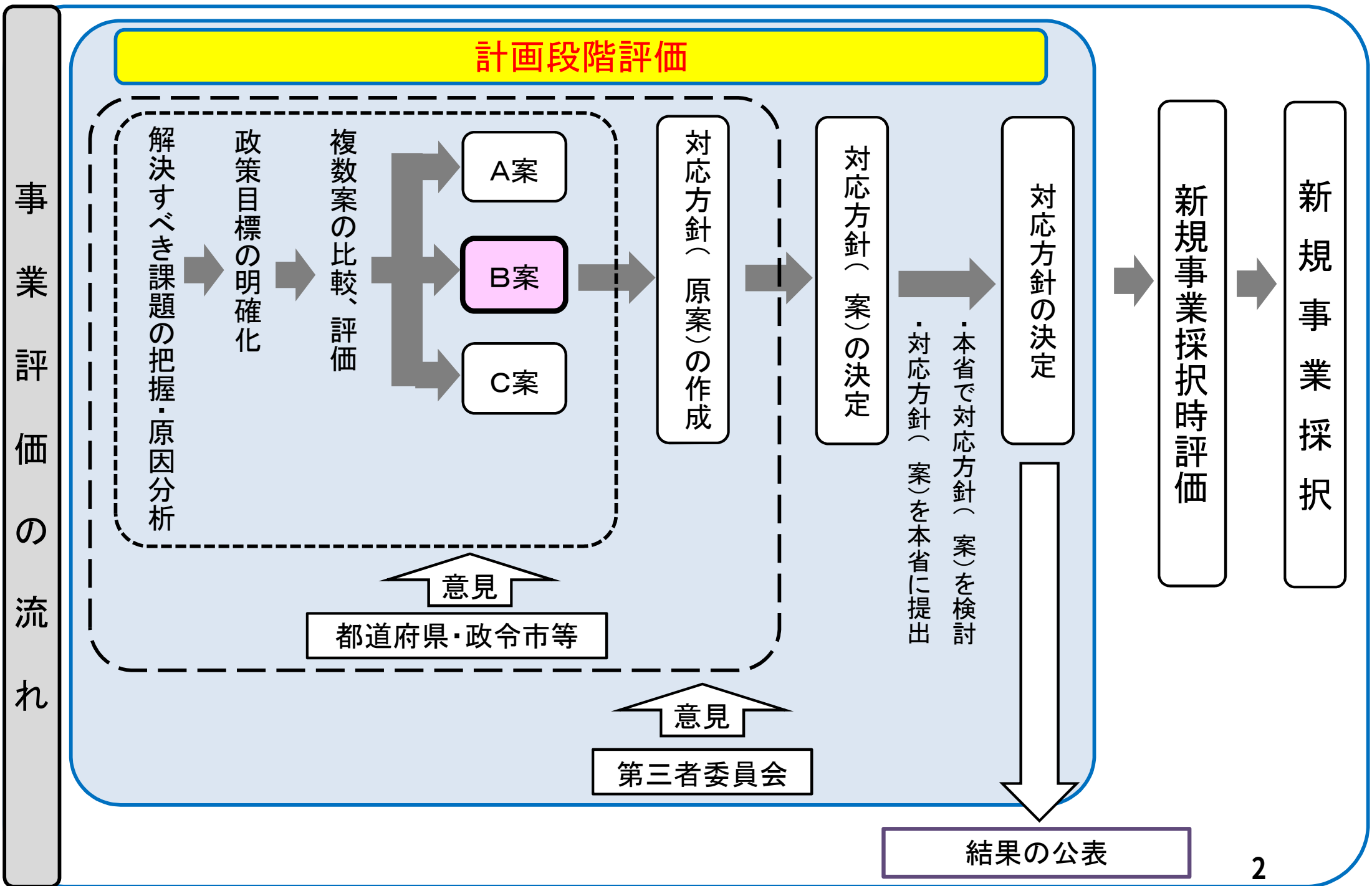
新規事業の採択時において、費用対効果分析を含め、総合的に実施するもの。

【再評価】

事業継続に当たり、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。

【完了後の事業評価】

事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。



＜対象とする事業＞

○対象とする事業及び実施時期

- ・国土交通省が所管する直轄事業等のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業を除く事業（右表）
- ・評価の実施時期は、新規事業採択時評価の手続きの着手前までとする。

○実施手続、結果等の公表

- ・評価の実施主体は本省又は地方支分部局
- ・評価の実施主体は、評価に必要となる資料を作成し、関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く。本省は、対応方針を決定する。
- ・評価を実施した年度末もしくは新規事業採択時評価の手続きの着手前いずれか早い時期までに結果を公表する。

○評価手法の策定

- ・事業種別ごとに評価手法を策定する。

○評価の視点

- ・解決すべき課題・背景を把握し、原因を分析する。
- ・政策目標を明確化する。
- ・評価項目を設定し、複数案にて比較・評価を実施する。

所管部局	対象とする事業
水管理・国土保全局	河川事業 ダム事業 砂防事業 地すべり対策事業
水管理・国土保全局 港湾局	海岸事業
道路局	新設・改築事業
港湾局	港湾整備事業
航空局	空港整備事業
都市局	都市公園事業